

指名競争入札者心得書（電子調達・工事）

（入札の基本的事項）

- 第1条 入札参加者は、東大和市（以下「市」という。）から提示されたこの心得書（入札通知書を含む。）、仕様書、図面、内訳書及びその他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。
- 2 仕様書、図面及び内訳書等に誤り又は脱落があった場合において、当該誤り又は脱落が、提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤り又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 3 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を電子入札システムに登録すること。なお、落札者の決定に当たっては、登録された入札金額にその10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
- 4 単価契約については、見積もった単価の110/100に相当する金額に1円未満の端数を生じても、その端数処理は行わない。ただし、当該契約に基づく請求金額に1円未満の端数を生じた場合は、当該端数金額は切り捨てる。

（入札の辞退）

- 第2条 指名を受けた者は、入札金額を登録するまで、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、辞退届を登録又は提出するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

- 第4条 入札参加者が連合し、または不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。
- 2 天災その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

（入札）

- 第5条 入札参加者は、入札書として必要な事項を入力し、あらかじめ指名通知において指示した締切日時までに、電子入札システムに登録しなければならない。
- 2 前項の規定による入札書の登録に際しては、工事費内訳書をあわせて登録しなければならない。なお、工事費内訳書の登録が無かった場合でも、前項に記載する締切日時までに市に書面により提出された場合は、登録があったものとみなす。
- 3 指定の日時までに入札書もしくは辞退届の登録又は提出がないときは、不参とする。

（入札金額の変更等の禁止）

- 第6条 入札者は、その登録した入札金額及び工事費内訳書の変更、引換え又は撤回をすることができない。

（開札）

- 第7条 開札は、指定した日時に行う。

（入札の無効）

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する入札及び明らかに連合によると認められる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 工事費内訳書の登録が無い入札
- (3) 入札書又は工事費内訳書の登録事項が不明なもの
- (4) 電子入札システムにより設計図書等を入手することなく行った入札
- (5) 工事費内訳書の登録がないもの又は工事費内訳書の登録内容に誤りがあるもの

（件名、提出者名の誤字・脱字など軽微なものは除く。）

- (6) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札者)

第9条 予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。ただし、次条及び第11条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者以外の者を落札者とすることがある。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第10条 市が予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした他の者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とすることがある。

(最低制限価格の設定)

第11条 当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第12条 開札時、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、直ちに再度入札を行う。

2 前項の再度入札の回数は、1回とする。

3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第8条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格以上の価格で入札をした者に限る。

(くじによる落札者の決定)

第13条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじによって落札者を決定する。

(契約保証金)

第14条 落札者は、入札通知書で契約保証金の納付が必要とされている場合において、契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、(5)の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上とする。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる国債、地方債又は銀行が振り出し若しくは支払保証した小切手

(3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は保証事業会社の保証

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

(法令の遵守)

第15条 入札への参加及び契約の履行に際しては、東大和市契約事務規則のほか、各種法令を遵守しなければならない。

(その他)

第16条 指名を受けた者が契約の締結までの間に東大和市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けたときは、当該入札の指名を取り消し、登録された入札書があるときはこれを無効とする。